

1 事業計画書

(1) 令和3年度 事業方針

国においては、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と社会とがつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」を目指すこととしています。

こうした国の動向などを踏まえ、釧路市では、『第3期釧路市地域福祉計画（2018年度～2027年度）』を策定し、市民と協働しながら計画を推進しています。

本会は、釧路市の『第3期釧路市地域福祉計画』と連携して、第4期『くしろ地域福祉実践プラン2018（2018年度～2027年度）』を策定し、「あいさつを交し合える地域福祉の推進」を基本理念として、これまで3年間、この計画に基づいた各種事業を推進してきました。

昨年春以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、私たちの生活を一変させ、地域社会に大きな影響をもたらし、本会の多くの事業も中止あるいは延期、縮小を余儀なくされました。そうした中で、国の緊急包括支援事業などを活用して感染症対策や事業所における環境整備を進めるとともに感染症の動向を見極めながら、計画事業の推進に努めてきています。

本年度は、「くしろ地域福祉実践プラン2018」の4年目となります。感染症対策の徹底に努め、ワクチン接種の動向なども見極めつつ、これまで培ってきた蓄積を活かし、地域の方々や、釧路市・民生委員児童委員協議会・連合町内会・福祉団体・保健医療・教育など関係機関と連携・協働しながら、「地域住民の一人ひとりが、ともに支え合い、互いの人権を尊重し、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるまちづくり」を目指して、各種事業を展開してまいります。

釧路市社会福祉協議会地域福祉実践計画『くしろ地域福祉実践プラン2018』

◆計画期間10年・・・2018年度（初年度）～2027年度（最終年度）
--

《基本理念》あいさつを交し合える地域福祉の推進

地域住民の一人ひとりが、ともに支え合い、互いの人権を尊重し、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるまちづくりを目指します。

《基本目標》

基本目標1 地域福祉の担い手づくり

地域活動を進めるうえで担い手不足という課題が大変顕著になってきています。介護保険制度においても地域ボランティアの需要が高まっており、地域で活躍できる人材や次の世代を担う人材の発掘・育成に取り組むとともに、幼い頃から自然に福祉の心を身につけられるよう、家庭、地域、学校などと連携して福祉教育に取り組み、福祉によるまちづくりを目指します。

【重点推進項目】

- 子どもたちの思いやりの心を育む学校における福祉教育を推進します。
- 介護予防サポーター、ご近所ボランティア、やすらぎ支援員（認知症サポーター）などのボランティアの育成やボランティアの活動支援に取り組みます。
- ソーシャルインクルージョン(ノーマライゼーション)の普及啓発として「ふれあい広場事業」を実施します。

基本目標2 それぞれが連携・協働し合う環境づくり

時代の推移とともに住みやすい居住環境へと変化してきたその一方で、地域における人間関係の希薄化により、孤立化や災害への不安などが深刻な課題となっています。

小学校区等を基本エリアとした地域におけるネットワークの構築やサロン活動の普及、災害への備えなど、地域住民、関係機関・団体と協働しながら、地域ニーズの発見や課題解決に向けた安全で安心な地域の仕組みづくりを進め、「地域の福祉力」を高めていくことを目指します。

【重点推進項目】

- コロナ禍の状況を見定めながら、地域住民や地域活動団体の福祉活動の再開等を支援するため、他都市の事例などを参考としつつ、感染防止に配慮した活動のガイドラインを作成し、情報提供に努めます。
- 釧路・阿寒・音別の各地区の特性に応じて、小地域ネットワークづくり事業やふれあい・いきいきサロン事業を推進するとともに、地域食堂や地域カフェなどの活動を支援し、地域住民相互による支え合いのネットワークづくりを進めます。
- 地区社協のあり方について見直しを行うとともに、今後の地域福祉の仕組みづくりや方策について検討を進めます。
- 災害ボランティアセンターの体制整備に向けて、釧路市、日赤釧路地区と協議しながら、災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの見直し・検討を進めます。

基本目標3 自立した生活を送ることができる地域づくり

少子高齢社会により、家族や近隣同士での助け合いや支え合いの活動が低下しつつあります。近年は釧路市において生活困窮者への支援体制が強化されてきています。

誰もが住み慣れた地域の中で、自分らしく自立した生活を望む高齢者や障がい者、生活困窮者、さらには次代を担う子どもたちも含めたすべての地域住民が互いに支え合える地域福祉づくり、そして誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくりを目指します。

【重点推進項目】

- 地域において自立した生活を望む高齢者などを支えるため、認知症高齢者の見守り等の活動促進や介護予防を支えるボランティアの支援、健康づくり推進事業などに取り組みます。
- 地域における子育て支援として、ファミリー・サポート・センター事業や子どもの発達を支援する早期発達支援事業を推進します。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、総合支援資金（特例貸付）を利用し、なおも生活困窮が続く世帯に対し、貸付期間延長の支援を行います。また、生活困窮者自立支援法関連事業を実施している釧路市生活相談支援センターとの連携による生活困窮者の自立促進に努めます。

基本目標4 必要な福祉サービス提供の仕組みづくり

福祉関連制度における環境が変化しており、多様で柔軟なサービスが創設されてきています。一方では、いまだ制度の詳しい内容や相談窓口が広く浸透していないのも現実です。

様々な広報手段を活用し、福祉サービスがわかりやすく、利用しやすい情報提供や柔軟で質の高いサービスの提供、地域包括ケア体制の充実を図っていくとともに、成年後見制度や日常生活自立支援事業など権利擁護事業の総合支援体制づくりを目指します。

【重点推進項目】

- 介護人材の確保に努めつつ、地域に密着した訪問介護事業、通所介護事業、居宅介護支援事業など、介護保険事業を推進します。
- 高齢者等が住み慣れた地域で暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域の様々な関係機関・団体とのネットワークを活かし、東部南地域包括支援センター事業を行い、「医療と介護の連携」、「認知症施策」、「生活支援・介護予防サービスの基盤整備」の推進を図ります。
- 認知症などにより判断能力が十分ではない方々が地域で生活を送ることができるよう、権利擁護の取組を進めます。また、市民後見人の養成や活動サポートに取り組むとともに、今後の成年後見の仕組みづくりについて釧路市などとの協議を行います。

基本目標5 地域に信頼される社協運営のための組織づくり

社協活動を進めていくには、市民参加による福祉とあらゆる社会資源の有効活用が不可欠です。地域福祉を推進する中核的組織の一員として、社協活動を実践していくとともに、多様化する福祉ニーズへの対応やより質の高い福祉サービスの提供に向けた職員の育成、財政経営改革の継続や社会福祉法人制度改革に伴う組織・運営体制の強化を図りながら、地域に信頼されるための組織づくりを目指します。

【重点推進項目】

- コロナ禍における本会事業の実施にあたっては、引き続き感染防止対策の徹底を図ります。また、情報通信技術の活用やリモートによる会議の開催などに努めます。
- 本所と3支所のあり方や地域福祉委員会・在宅福祉サービス運営委員会などの部会・委員会の目的や役割等について効率化などの観点から見直しを進めます。
- 訪問介護事業における人材の確保や通所介護事業における利用者の確保など、介護保険事業の経営安定化に向けた方策の検討を行います。
- 「地域における公益的な取組」について、地域共生社会の実現に向けた市内関係団体との協働も視野に入れながら検討を進めます。

(2) 令和3年度 事業計画

I. 本所・釧路支所(地域福祉推進センター)

1 法人運営事業の推進	
1 主要会議の機能強化 (1) 主要会議の開催 (2) 委員会の機能強化	○定時・臨時の理事会、評議員会、総務企画部会、三役会議を開催し、円滑な法人運営を図る。 ○コロナ禍の状況により、書面審議やオンライン会議システムを活用したリモート開催を行う。 ○各支所において地域福祉推進委員会を開催し、各支所の事業運営を協議する。 ○地域福祉委員会や在宅福祉サービス運営委員会などの部会・委員会の目的や役割等について効率化などの観点から見直しを進める。
2 役員等体制の充実・強化 (1) 役員等の改選 (2) 役員等研修の実施・参加	○理事・監事・評議員等の改選(6月期)を行う。なお、評議員の改選については、評議員選任・解任委員会で候補者を選任する。 ○北海道社会福祉協議会主催の各研修会への参加や、オンライン会議システムを活用したリモートによる研修参加を促進する。
3 顕彰事業の充実	○全国・道社協会長表彰などの推薦を行う。
4 事務局体制の強化 (1) 専門職の確保と職員の資質向上 (2) 本所支所間の連携強化と地域性を活かした支所運営 (3) 行政との連携と協働 (4) 地区担当職員制の実施 (5) 総合的人事管理システムの強化	○職員の確保や職員の資質向上により、地域福祉の向上につながる事務局運営を進めるため次の取組を行う。 ・環境変化に対応した処遇改善の検討と就業継続支援 ・専門職を目指す職員養成及び能力向上のための研修機会の充実 ・介護職員確保に向けた関係機関へのアプローチ強化及び柔軟な勤務形態の検討 ・経験豊かな高齢職員の継続雇用による介護職員確保 ○各支所における地域性や特色を活かした事業運営を図るとともに、本所・各支所間の連携を強化する。 ○本所と3支所のあり方について効率化などの観点から見直しを進める。 ○行政と協働して地域福祉活動を進めるため、各事業における定期的な情報交換など行政との連携強化を図る。 ○地域の団体の会議・行事に参加し、地域住民との相互理解や信頼関係を深め、協働して地域づくりを進める。 ○業務の多様性・専門性に即し、かつ法改正や介護職員の確保の困難性など環境変化に対応した雇用形態・処遇の確保を図るとともに、障がい者の雇用に努める。
5 経営体制の強化と適正な財務運営の推進 (1) 財政経営改革の推進 (2) 安定した経営・運営の推進	○「くしろ地域福祉実践プラン2018」に基づき、安定した事業運営を図るため、財政経営改革を継続して推進する。 ○随時財政状況の確認を行い、安定した経営・運営に努める。
6 社協活動資金の増強	○社協活動への理解に向けた周知の取組を行い、会員会費などの自主財源の維持確保に努める。
7 災害対応体制の整備	○災害対応マニュアルの内容を随時見直し、災害時に職員が迅速に対応できる体制を整備する。また、道社協と締結した災害救援活動の支援に関する協定に基づく支援のための体制を整備する。
8 地域福祉実践計画の推進と評価	○釧路市と合同で地域福祉実践計画策定委員会を開催し、「くしろ地域福祉実践プラン2018」の3年目の取組の評価を行い、効果的な事業推進に努める。
9 共同募金運動の推進	○役職員の推進体制をつくり、各関係団体の協力を得ながら、共同募金運動を推進する。
10 地域における公益的な取組	○「地域における公益的な取組」について、地域共生社会の実現に向けた市内関係団体との協働も視野に入れながら検討を進めます。

11 感染症対策の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ○国・道・釧路市からの通知や本会ガイドラインに基づき、職員や各種事業の利用者などの感染防止対策の徹底に努める。 ○テレワークに向けた環境整備について研究を進める。
-------------	--

2 釧路市総合福祉センター運営事業の推進	
1 貸館事業の推進	○釧路市総合福祉センターの利用促進を図る。
2 物品貸出事業の推進	○本会所有の物品貸出事業を推進する。(車いす・行事用テントなど)
3 設備の維持・管理	○釧路市総合福祉センターの施設機能を維持するため、計画的な改修及び緊急度に応じた臨時的な修繕を検討・実施する。
4 震災等の対応	○釧路市地域防災計画における避難施設(指定避難施設・津波緊急避難施設)として、釧路市と連携のもと、来館者及び避難者の誘導を速やかに行う。

3 福祉啓発事業の推進	
1 調査活動の推進 (1) 民生委員児童委員との活動連携促進 (2) 社会福祉(地域福祉)に関する諸資料の整備・作成	<ul style="list-style-type: none"> ○民生委員児童委員の協力による「くしろ地域福祉実践プラン2018」に基づいた調査活動を実施する。 ○社会福祉(地域福祉)に関する資料を整備し、市民が必要とする情報の提供に努める。
2 広報活動の推進 (1) 『社協だより』の発行 (2) 社協ホームページの充実 (3) 関係機関との連携による啓発強化	<ul style="list-style-type: none"> ○『月刊社協だより』を毎月発行し、民生委員児童委員協議会や地区社会福祉協議会などへ本会事業等の周知を行う。 ○社協事業の啓発や報告など掲載内容の充実した季刊型『くしろ市社協だより』を年4回発行する。 ○定期的にホームページを更新し、事業周知や報告など、社協事業の幅広い情報発信に推進する。 ○関係機関・民間の広報紙・情報紙への情報提供による啓発活動に努める。

4 福祉振興事業の推進	
1 地域福祉委員会の運営 (1) 地域福祉委員会の開催	○高齢者、障がい者福祉、地域福祉活動などを推進するため、各種事業の協議を行い、地域福祉の向上を図る。
2 高齢者・障がい者福祉事業の推進 (1) ノーマライゼーションの普及啓発 (2) 関係機関・団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○釧路市ふれあい広場 2021 を開催する。[6.27(日)] ○釧路市老人クラブ連合会などとの連携を図り、事業の協働化を促進する。 ○身体障がい者湯治運動などへの支援・協力を実施する。
3 次世代育成事業の推進 (1) ポニーの教室事業の実施	○地域支援相談室の早期発達支援事業と連携し、グループ指導による子どもの発達支援と子育てに悩む母親の支援を行う。
4 援護事業の推進 (1) 無縁物故者等供養事業の実施 (2) 旅行者等法外援護事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○釧路市仏教会などの協力を得て、第93回釧路市無縁物故者孟蘭盆会法要・第43回釧路市水子地藏尊供養を実施する。[8.20(金)] ○旅行者や要援護者などに法外援護資金の貸付を実施する。
5 福祉団体への助成	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉団体の全国・全道規模の大会や記念大会などの事業に対して、必要に応じて助成を実施する。 ○社会を明るくする運動の啓発活動に対して助成を行う。
6 ふれあい相談センターの運営	○市民の家庭生活全般の総合相談や生活支援を行う。

5 福祉人材バンク運営事業の推進	
<p>1 福祉人材バンク運営事業の推進 (1) 福祉人材就労斡旋の実施</p> <p>(2) 福祉サービスに関する啓発・広報活動の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉人材バンク運営事業を道社協より受託実施する。 ○釧路・根室管内事業所と登録者に対し求人求職情報を提供する。 ○福祉マンパワーの発掘(新卒者を含む)や就労斡旋事業所の新規開拓を進める。 ○潜在的有資格者等を対象とした福祉マンパワー活用講習会を開催し、社会福祉を目的とする事業所への就労を促進する。 ○中央・北海道福祉人材センター及び道内6市の人材バンク間の情報を活用し、効果的な福祉人材確保対策の推進に努める。 ○地域住民の福祉サービスに関する理解と関心を高める活動を行い、マンパワーの発掘につなげる。
<p>2 福祉・介護人材マッチング支援事業の推進 (1) キャリア支援専門員の配置</p> <p>(2) 福祉職場説明会等の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉・介護人材マッチング支援事業を道社協より受託実施する。 ○求職者のニーズにあった事業所を紹介するため、多様な職場の開拓を行うとともにわかりやすい求人情報を提供する。 ○採用や採用後に定着できる職場づくりができるよう、事業所に対し、事業所向けセミナーを実施して情報提供を行う。 ○ハローワーク出張相談(釧路・根室)を実施し、求職者ニーズにあった資格取得及び就労についての相談を行う。 ○福祉職場説明会を実施し、福祉職場への就労希望者や関心がある方へ、業務内容等の情報提供や就職に関する各種相談を行い、事業所の人材確保と求職者への面談の機会を提供する。

6 生活福祉資金等貸付事業の推進	
<p>1 生活福祉資金貸付事業の推進 (1) 生活福祉資金貸付制度の運営</p> <p>(特例貸付)</p> <p>(2) 臨時特例つなぎ資金制度の運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○生活福祉資金貸付事業を道社協より受託実施する。 ○失業などにより日常生活全般に困難を抱えている世帯に生活費等の貸付を行う。 ○緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯に緊急小口資金の貸付を実施する。 ○民生委員や関係機関等と連携し、低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯に対する制度周知の強化を図る。 ○貸付後の相談支援や償還支援を継続して行う。 ○滞納世帯実態調査を実施し、対応策を確立する。償還困難ケースに対しては、支払猶予や支払免除の手続き等を行う。 ○新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、総合支援資金(特例貸付)を利用しなおも生活困窮が続く世帯に対し、原則3か月までの貸付期間延長の支援を行う。 ○釧路市生活相談支援センターとの連携による生活困窮者の自立の促進に努める。 ○離職者を支援するための公的給付又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に当面の生活費を貸付け、自立を支援する。
<p>2 特別生活資金事業の促進 (1) 冬期生活資金貸付事業の運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者、障がい者などの低所得世帯に冬期生活資金貸付を実施する。

7 ファミリー・サポート・センター運営事業の推進	
<p>1 ファミリー・サポート・センター事業の推進 (1) 子育てサポートセンター・すくすく(愛称)の運営</p> <p>(2) 子育て相互援助活動の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○釧路市ファミリー・サポート・センター事業を釧路市より受託実施する。 ○アドバイザー、サブリーダーを各地区に複数配置し、連絡会を地区毎に開催するなど、情報共有と運営の充実を図るとともに、3支所が連携して運営の効率化を図る。 ○地域ぐるみの子育て支援の充実に向けて、子育て家庭を支える会員制の相互援助活動を促進する。また、ひとり親家庭への支援や援助活動の充実を図る。 ○各種研修会に参加し事業向上に向けた研鑽に努めるとともに、地域や関係機関に対して広報活動を行う。

(3) 会員普及と育成の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○会員相互による育児援助を円滑に行うため、事前調整を図る。 ○事業普及、会員拡充のため事業説明・講習会を地区毎に開催する。 ○安心して活動できる知識・技術などを身につけるため、会員のスキルアップ講習会を各地区で開催する。 ○会員同士の交流・情報交換の場として会員全体交流会を開催する。
----------------	---

8 権利擁護事業の推進

<p>1 権利擁護事業の推進 (1) 釧路市権利擁護成年後見センターの運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見実施機関事業を釧路市より受託実施する。 ○権利擁護、成年後見制度の利用を推進するため次の取組を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の普及・啓発及び相談支援 ・成年後見制度の申立支援事業 ・市民後見人の養成(市民後見人養成講座・スキルアップ講座) ・市民後見人活動サポート事業(くしろ市民後見センターや後見ネットワーク阿寒への活動支援を含む) ・審査会及び検討会議の開催 ・釧路市権利擁護成年後見センター運営協議会の開催 ○法人後見事業の実施運営を行う。 ○今後の成年後見の仕組みづくりについて釧路市などと協議する。 ○日常生活自立支援事業を道社協より受託実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活自立支援事業の普及・啓発及び相談支援 ・日常生活自立支援事業生活支援員研修の開催 ○「地域福祉権利擁護体制構築に向けた法人・施設による福祉サービス利用援助事業」実施に向けた体制づくり支援を行う。
--	--

9 地域福祉推進事業の推進

<p>1 ふれあいのまちづくり事業の推進 (1) 小地域ネットワークづくり事業</p> <p>(2) 小地域ネットワーク推進事業</p> <p>(3) 避難行動要支援者避難支援事業</p> <p>(4) 介護予防・健康づくり事業</p> <p>(5) NPO・地域活動団体等との協働</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉、在宅福祉の基盤となる小地域ネットワークづくりを促進する。また、小地域ネットワーク活性化事業のフォローアップを実施する。 ○地区社協への援助を実施する。また、地区社協のあり方について見直しを行うとともに、今後の地域福祉の仕組みづくりや方策について検討を進める。 ○小地域ネットワーク専門委員会を開催し、情報交換を行い、諸課題への対応を協議する。 ○「ふれあい・いきいきサロン」の普及啓発を図るとともに、サロン活動者の育成や継続的なサロン運営のために次の支援を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい・いきいきサロン担当者連絡会の開催(サロンのネットワーク化)と普及を進める。 ・ふれあい・いきいきサロン活動者研修会の開催 ・サロン運営に係る経費に対する助成の実施 ○「みはら・かがやき食堂」、「元町おてら食堂」などの地域における多世代交流を目的とした地域食堂を支援するとともに、情報共有の場を設置するなどの環境整備を進める。 ○地域福祉活動の普及を図るための研修・講演会を実施する。 ○釧路市の避難行動要支援者避難支援事業との連携強化を図り、事業実施地域への支援を進める。 ○中部地区健康づくり教室を開催し健康づくりを推進する。 ○地域住民や地域活動団体の福祉活動の再開等を支援するため、感染防止に配慮した活動のガイドラインを作成し、情報提供に努める。 ○地域で活動を行っている団体との事業協力を図り、住民の福祉の充実を図る。
<p>2 住民福祉活動事業の推進 (1) 関係団体との連携と協働促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○住民福祉活動の基盤整備を図るため、釧路市連合町内会・民生委員児童委員協議会との「三者懇談会」を開催する。

	<ul style="list-style-type: none"> ○「地域ふくし講座」を開催し地域福祉の担い手を発掘・育成する。 ○「地域福祉フォーラム」を開催し、先駆的な実践活動の普及啓発を図る。 ○釧路市連合町内会・民生委員児童委員協議会との連携を深め、地域福祉のネットワークづくりを推進する。
<p>3 緊急連絡カード推進事業の実施</p> <p>(1) 緊急連絡カード推進事業(愛称：安心バトン)の全市的展開</p> <p>(2) 関係機関連絡会議の開催・運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急時や災害時における近隣住民による助け合いと見守り・声かけ活動を促進するため、全市的な「緊急連絡カード推進事業(愛称：安心バトン)」の普及・更新を図る。 ○全市的な展開にあたって関係機関・団体・企業などと連携し、町内会未組織地区や未加入世帯、福祉施設などへの普及を図る。 ○事業推進にあたって釧路・阿寒・音別地区の連携を強化し、一体的な事業展開を図る。 ○緊急時・災害時に役立つ情報が記載されるように定期的な更新を促進する。 ○本事業が有効なものとなるよう、関係機関との連携を密にし、定期的に情報・意見交換を実施する。

10 ボランティア活動推進事業の推進	
<p>1 釧路市ボランティアセンターの運営</p> <p>(1) 釧路市ボランティアセンター運営委員会の開催</p> <p>(2) 活動基盤整備事業</p> <p>(3) 釧路市高齢者支援ボランティア人材育成事業</p> <p>(4) 釧路市認知症高齢者家族やすらぎ支援事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市民のボランティア活動及び市民活動に対する理解と感心を深めるとともに、人材育成及び活動の援助を推進するため、各事業の協議を行う。 ○「ボランティア登録制(個人・団体)」の推進を図る。 ○全社協補償制度(各種ボランティア保険)への加入を促進する。 ○市民の善意による預託物品の適正な管理と物品の給付を行う。 ○ボランティアセンターホームページによりボランティア活動に関する広報・啓発活動を強化して市民の広範な参加を促進する。 ○ボランティア希望者とボランティア活動先とのコーディネートを行う。 ○釧路市民活動センター「わっと」と連携し、ボランティア活動及び市民活動の活性化を図る。 ○釧路市、日赤釧路市地区と協議しながら、釧路市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの見直し・検討を進める。 ○災害ボランティアセンターの訓練を実施する。 ○釧路市高齢者支援ボランティア人材育成事業を釧路市より受託実施する。 ○ご近所ボランティアの育成とボランティア登録者の活動のために次の取組を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ご近所ボランティア養成講座の開催 ・登録者(修了者)の希望に応じたボランティア活動先の斡旋、活動に関する相談・支援の実施 ・市内各施設や地域でのボランティア活動に関する情報やボランティア人材のニーズなどの情報の提供 ・ご近所ボランティアスキルアップ講座の開催 ・活動の情報交換等を行うボランティア交流会の開催 ○介護予防サポーターの育成と活動のために次の取組を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防サポーター養成講座の開催 ・介護予防サポーター中級・上級・復習講座の開催 ・講座修了者によるサークル「いきいきサポーターズあゆみ」の定例会の開催と活動支援 ○釧路市認知症高齢者家族やすらぎ支援事業を釧路市より受託実施する。 ○やすらぎ支援員の認知症高齢者の見守りや話し相手のための訪問活動をコーディネートする。また、家庭訪問への同行などにより、なじみの関係づくりを支援する。

	<p>○やすらぎ支援員報告会を毎月開催し、やすらぎ支援員への助言や指導を行い、認知症高齢者や介護者との調整を図る。</p> <p>○やすらぎ支援員のフォローアップとして、スキルアップ講座の開催、ボランティア活動や各種研修などの情報提供を行う。</p>
<p>2 ボランティアセンター釧路の運営</p> <p>(1)福祉教育推進事業</p> <p>(2)養成研修事業</p> <p>(3)需給調整・組織化事業</p>	<p>○児童・生徒・学生の福祉活動への理解を深め、思いやりの心を養い、ボランティア活動への関心を高めるため、学校や地域と協働して福祉教育を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「釧路市福祉教育協力校指定事業」の実施 ・「総合的な学習の時間」や「土曜活動」など福祉の学習への支援・協力や講師派遣 ・「夏のボランティア体験・職業体験事業」の実施 ・釧路市福祉教育協力校連絡会議の開催(年1回) <p>○「福祉の風土づくり事業」として、児童館・児童センター母親クラブと連携した研修事業や助成事業を行い、世代間交流を促進する。</p> <p>○ボランティア人口の拡大を図るため、次の取組により、ボランティアの育成やボランティア活動への支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種ボランティア講座の実施や講師派遣 ・災害ボランティアの研修会などの実施や講師派遣 ・「ボランティア活動実践団体援助事業」の実施 <p>○地域や福祉施設・医療機関などのボランティアニーズの把握と活動情報を集約して、需給調整を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「釧路市ふれあい広場」介助ボランティアの募集・活動調整 ・「第36回釧路湿原全国車いすマラソン大会」[7.18(日)]コース係員(ボランティア)の募集・活動調整 <p>○ボランティアネットワークの拡大を図るため、ボランティア実践者(個人・団体)の活動支援や交流促進の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・釧路市ボランティア連絡協議会への支援・協力 ・「各種ボランティア養成講座」修了生への活動支援・協力 ・各種ボランティア相談の受付・登録 ・需給調整及び活動調査の実施 <p>○地域で活動するボランティアの発掘と育成を行う。</p> <p>○企業のフィランソロピー活動への支援や学校と地域をつなぐ福祉教育へのボランティア活動を支援する。</p> <p>○釧路地区ボランティアネットワーク推進事業との連携を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・釧路地区ボランティア活動推進会議への参加 ・釧路地区ボラネット事業(研修会)への参加 <p>○全道的なボランティア研修事業に参加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア愛ランド北海道2021 in えべつ(仮称)[9.18(土)・江別市]

1 1 釧路市障害者教養文化体育施設管理運営事業の推進	
<p>1 施設活動の推進</p>	<p>○指定管理者として、(サン・アビリティーズくしろ(サンアビ)を管理運営する。【令和2年度～令和6年度】</p> <p>○サンアビでの活動を通じ、障がい者の社会参加や健常者との交流を促進し、市民福祉の意識向上を図る。</p> <p>○第4次釧路市障がい者福祉計画(は～とふるプラン)(2018～2027年度)と連動した運営を図る。</p>
<p>2 障がい者(児)福祉の推進</p> <p>(1)スポーツ事業</p>	<p>○障がい者(児)のスポーツ普及と地域住民へのノーマライゼーション理念の普及啓発を図るため、次の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種スポーツ教室の開催・協力 ・リハビリテーションの援助・指導 ・各種スポーツの援助・指導・派遣 ・第36回釧路湿原全国車いすマラソン大会の開催(競技説明会・開会式・前夜祭[7.17(土)]、競技・閉会式[7.18(日)])

<p>(2) 教養文化事業</p> <p>(3) 普及事業</p> <p>(4) 自主事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第39回釧路市身体障がい者スポーツ大会の開催[10月下旬] ・第13回釧路北ロータリークラブIDスポーツ大会の開催[11月中旬] ・第38回ひまわりIDチャレンジスポーツ大会の開催[3月上旬] ・赤い羽根チャリティーソフトバレーボール交流会の開催 <p>○障がい者(児)の文化・教養の向上を図るため、次の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パソコン指導(初級)や算数指導の実施 <p>○障がい者サークルの育成支援として次の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動拠点としての場の提供 ・障がい者スポーツ指導員の講師派遣 ・障がい者スポーツサポーターの育成 <p>○2021年東京オリンピック・パラリンピック開催に伴い、障がい者スポーツの普及を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者スポーツ体験会等の実施 ・「総合的な学習の時間」や「土曜活動」など福祉の学習への支援・協力や講師派遣 <p>○自主財源により、公益的な取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西部地区健康づくり教室の開催 ・健康サロンの開催 ・各種障がい者スポーツ大会の開催 ・障がい者スポーツ普及事業(知的・発達障がい児への運動機能促進事業)【障がい者親子交流事業「スクラム」】 ・「足立顕彰記念障がい者スポーツ基金」による障がい者スポーツ助成事業
<p>3 日常生活相談の実施</p>	<p>○関係機関や団体と連携し、障がい者スポーツやリハビリテーションなどについての相談を行う。</p>
<p>4 広報活動の推進</p>	<p>○サンアビ活動の広報・啓発を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページへの掲載 ・サンアビ独自の広報紙づくり(サークル紹介や事業周知など)

12 在宅福祉推進事業の推進	
<p>1 在宅福祉推進事業の総合化</p> <p>(1) 在宅福祉推進事業の総合的推進</p> <p>(2) 在宅福祉サービス運営委員会の開催</p> <p>(3) 社会福祉士・介護福祉士・主任介護支援専門員・介護支援専門員の養成</p> <p>(4) サービス自己評価の実施及び「介護サービス情報の公表」制度における情報の公表</p> <p>(5) 職員の研修・研さんの実施</p> <p>(6) リスクマネジメントの実施</p> <p>(7) サービス提供における各種マニュアルの作成及び整備</p>	<p>○介護人材の確保に努めつつ、本所(あさひまち)を中核とし、3支所における各種在宅福祉・介護サービスの提供を推進する。</p> <p>○各施設における地域福祉活動の拠点機能を高め、地域に密着したサービスの提供に努めるとともに、広域的な事業展開を推進する。</p> <p>○介護保険法及び障害者総合支援法の報酬改定など経営環境の変化に対応したサービスの提供と運営に努める。</p> <p>○家族介護教室開催事業を釧路市から受託し地域展開を推進する。</p> <p>○各種実習対応を行い、福祉体験教育の実践の場を提供する。</p> <p>○在宅福祉サービスの充実に資するため、事業運営について検証などを行う。</p> <p>○職員の社会福祉士・介護福祉士資格等の取得を促進し、質の高いソーシャルワーク・ケアワークを展開する。</p> <p>○職員の主任介護支援専門員・介護支援専門員(ケアマネジャー)資格取得の促進・更新を図る。</p> <p>○現任介護支援専門員資格の維持と資質向上のための各種研修への参加を促進する。</p> <p>○サービス提供に関する自己評価に取り組み、事業の改善を図り、評価内容を公表するとともに、「介護サービス情報の公表」制度における情報の公表を行う。</p> <p>○各種の職員研修・研さんを計画的に実施し、サービスの質の向上を図る。</p> <p>○リスクマネジメントを展開し、安全で安心なソーシャルワーク・ケアワークを推進する。</p> <p>○サービス提供における質の確保を図るため、各種マニュアルの作成及び整備を図る。</p>

<p>(8)利用者本位のサービス提供</p> <p>(9)訪問型サービスA従事者向け研修会事業の受託実施</p>	<p>○利用者ニーズを的確に捉えたサービスの提供に努める。(制度外サービスの発掘)</p> <p>○訪問型サービスA従事者向け研修会事業を釧路市より受託実施し、釧路市介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)における人材育成を行う。</p>
<p>2 ホームヘルプサービス事業の推進</p> <p>(1)ホームヘルプサービス事業の体制整備</p> <p>(2)介護保険制度における訪問介護事業並びに介護予防・日常生活支援総合事業(訪問型サービス・訪問型サービスA)事業の実施</p> <p>(3)釧路市ひとり親家庭等日常生活支援事業の受託実施</p> <p>(4)障害者総合支援法における指定居宅介護等事業の実施</p> <p>(5)生活保護法における指定介護機関事業の実施</p> <p>(6)地域密着型サービスの展開</p> <p>(7)経営基盤の確立</p>	<p>○訪問介護計画に基づいた質の高いケアを実施し、多職種連携を含めたチームケアの充実を図る。</p> <p>○多様なニーズに合わせたサービス提供に対応するため、人材の確保に努める。</p> <p>○職員の資質向上を図るため、研修会等を計画的に実施する。</p> <p>○訪問介護サービスの提供並びに介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)による訪問型サービス・訪問型サービスAを提供する。</p> <p>○生計困難者に対する利用者負担の軽減を行う。</p> <p>○介護保険制度に関する環境変化に対応したサービスの安定供給に努める。</p> <p>○ひとり親家庭等にホームヘルパーを派遣し、日常生活の支援を行う。</p> <p>○障がい者に居宅介護・重度訪問介護・同行援護サービスを提供する。</p> <p>○移動支援事業並びに日中一時支援事業を釧路市から受託し、必要なサービスを提供する。</p> <p>○生活保護法による指定介護機関として、訪問介護サービス、介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)による訪問型サービス・訪問型サービスAを提供する。</p> <p>○夜間対応型訪問介護事業を継続運営する。夜間における人人体制の最適化を図り、安定したオペレーション業務及びサービス提供に努める。</p> <p>○人材の確保など訪問介護事業の経営安定化に向けた方策の検討を行う。</p>
<p>3 デイサービス事業の推進</p> <p>(1)デイサービス事業の体制整備</p> <p>(2)介護保険制度における通所介護事業並びに介護予防・日常生活支援総合事業(通所型サービス)事業の実施</p> <p>(3)生活保護法における指定介護機関事業の実施</p> <p>(4)経営基盤の確立</p>	<p>○介護・看護職員の適正配置などによりサービス提供体制を整備し、事業の安全かつ円滑な運営に努める。</p> <p>○地域密着型通所介護事業所として、地域関係者との運営推進会議を開催し、地域に貢献する事業(喫茶等)の検討・展開を図る。</p> <p>○要介護状態の利用者が可能な限り居宅において能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行う。</p> <p>○介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)《通所型サービス》により要支援1・2の利用者に対する介護予防サービスを提供する。</p> <p>○利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持に努める。また、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るレスパイトケアの援助を行う。</p> <p>○生計困難者(住民税非課税世帯のうち特に生計困難である方など)に対する利用者負担の軽減を行う。</p> <p>○サービス利用者の満足度、意向などを把握し、サービス提供の改善に努める。</p> <p>○職員研修を計画的に行い、ケア技術及び資質の向上を図る。</p> <p>○生活保護法による指定介護機関として、通所介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)《通所型サービス》によるサービスを提供する。</p> <p>○利用者の確保など、通所介護事業における経営安定化に向けた方策の検討を行う。</p>
<p>4 地域包括支援センター事業・居宅介護支援事業の推進</p> <p>(1)地域包括支援センター事業の受託</p>	<p>○釧路市望洋ふれあい交流センターを拠点とする「釧路市東部南地域包括支援センター」事業を釧路市から受託実施する。</p> <p>○東部南地域における住民の心身の健康の保持及び生活の安定、保</p>

<p>実施</p> <p>(2) 介護保険制度における指定介護予防支援事業・居宅介護支援事業の実施</p> <p>(3) 生活保護法における指定介護機関事業の実施</p> <p>(4) 地域総合相談・生活支援システムの構築</p>	<p>健・医療の向上と福祉の増進のため、保健師等・社会福祉士・主任介護支援専門員の3職種による「チームアプローチ」と、当地域における各種関係機関・団体などの「ネットワーク」のもと、地域包括ケアシステムの中核機関としての機能を果たす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域包括ケアシステム実現に向け、多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築や、地域において自立した生活を営むために必要な支援体制を検討する「地域ケア会議」を開催する。 ○地域支援コーディネーターを配置し、住み慣れた地域で必要な医療・介護サービスが円滑に利用できるよう、釧路市と協働して在宅医療介護連携推進事業を推進する。 ○認知症施策推進事業を釧路市から受託し、認知症になっても住み慣れた地域で生活できるよう、地域理解を促進するため、認知症サポーター養成講座（キッズサポーター養成講座）やサポータースキルアップ講座を開催する。 ○認知症高齢者を地域とともに支援する認知症地域支援推進員を配置し、認知症初期集中支援チームによる認知症の方の早期発見・対応に努める。 ○行方不明になった認知症等の高齢者を早く発見・保護する仕組みづくりや見守りができる地域づくりを進めるため、SOSネットワーク模擬訓練を実施する。 ○介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)により、第2層生活支援コーディネーターや協議体での協議のもと、地域のニーズや活用できる社会資源の把握、ボランティアの確保などを進め、通いの場の創出など地域における支え合いの体制づくりを推進する。 ○実態調査事業の継続的な実施により、調査員が高齢者の生活状況やニーズを把握し、潜在的な要援護者の発見や必要なニーズへの支援を図る。 ○指定介護予防支援事業として、介護予防支援事業(ケアマネジメント)を実施し、各居宅介護支援事業所への一部委託を進める。 ○利用者及び家族の意向に基づき、多様な事業者から適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるようにケアマネジメントを実施する。 ○地域包括支援センターより介護予防ケアマネジメントを受託し、連携を図りながら介護予防ケアマネジメントを実施する。 ○釧路市から要介護認定訪問調査事業を受託実施する。 ○各職種の連携によるケアマネジメントを展開するとともに、資格取得者への実習受入を行う。 ○医療機関との連携を重視し、居宅介護支援事業所の体制づくりを強化する。 ○生活保護法による指定介護機関として、介護予防支援事業・居宅介護支援事業のサービスを提供する。 ○地域総合相談・生活支援システム窓口として、地域包括支援センター機能を活かした事業展開を図る。 ○地域での情報交換によるケアマネジメントを展開するため、釧路市包括ケア会議に参加し、地域ケア会議を積極的に開催する。
<p>5 望洋ふれあい交流センターの管理運営</p> <p>(1) 老人福祉センターの管理運営</p> <p>(2) ふれあい広場の管理運営</p> <p>(3) LSA機能の管理運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○望洋ふれあい交流センター内老人福祉センター運営委員会との連携のもと、センターの利用促進を図り、地域高齢者の活動拠点づくりを進める。 ○世代間交流や地域交流の場として、望洋ふれあい交流センター内ふれあい広場の有効活用に努める。 ○隣接する高齢者世話付住宅(市営・道営)の緊急通報システムの管理やLSA(生活援助員)による生活援助活動などにより、市営・道営住宅の居住者の在宅生活を支援する。 ○釧路市が行う地域支援事業(高齢者住宅等安心確保事業)との連携を進める。 ○隣接する春採望洋地区集会所の管理運営を支援する。

II. 阿寒支所(地域福祉推進センター)

1 地域福祉活動推進事業の推進	
<p>1 阿寒支所(地域福祉推進センター)の運営</p> <p>(1) 自主財源の確保に向けた強化</p> <p>(2) 役員等研修の実施・参加</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○阿寒支所の地域福祉の向上を図るため、地域福祉推進委員会を開催する。 ○本所・支所のあり方、部会・各委員会の目的や役割等について効率化などの観点から見直しを進める。 ○社協活動への理解を促進する周知活動を行い、社協事業を進めるための自主財源の確保を図る。 ○「第37回チャリティーかくし芸大会」の開催を支援する。 ○地域福祉推進委員の社協活動や地域福祉の理解を深める研修会への参加を促進する。
<p>2 広報活動の推進</p> <p>(1) 『あかん支所だより』の発行</p> <p>(2) 社協ホームページなどの活用</p> <p>(3) 関係機関との連携による啓発強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○阿寒支所広報紙『あかん支所だより』を発行し、地域福祉の情報提供を実施する。(阿寒地域へ全戸配布) ○季刊型『くしろ市社協だより』(本所発行)を全戸配布する。 ○社協ホームページや『月刊社協だより』などを活用した社協事業の啓発を実施する。 ○行政など関係機関・民間の広報誌、報道機関への情報提供による社協事業の啓発活動を実施する。
<p>3 福祉振興事業の推進</p> <p>(1) 高齢者・障がい者福祉事業の推進</p> <p>(2) 次世代育成の支援</p> <p>(3) 福祉団体への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者・障がい者福祉などの各事業内容について各部会を開催し、効率的な事業展開を推進する。 ○ソーシャルインクルージョンの理念の普及を図り、社会的弱者を含むすべての人の健康で文化的な生活の実現を促進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・「第35回釧路市阿寒町ふれあい広場」の実施 ・「第5回阿寒地域福祉大運動会」の実施 ○各種団体や地域交流事業と連携した子育て支援を促進する。 ○関係機関と連携を図り、各種事業の支援を実施する。 ○福祉団体事務事業への支援を行う。
<p>4 地域福祉推進事業の推進</p> <p>(1) 小地域ネットワーク事業の推進</p> <p>(2) 住民福祉活動事業の推進</p> <p>(3) 権利擁護事業の実施</p> <p>(4) 防災・防犯活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○小地域ネットワークづくりを促進し、たすけあいチームを含めた町内会の住民支え合いによる相互援助活動ネットワークの普及と支援を図る。 ○「ふれあい・いきいきサロン事業」を推進し、サロンの運営支援を行う。 ○「緊急連絡カード推進事業(愛称:安心バトン)」を阿寒地区連町・阿寒地区民児協と連携し推進する。 ○地域住民や地域活動団体の福祉活動の再開等を支援するため、感染防止に配慮した活動のガイドラインを作成し、情報提供に努める。 ○福祉への理解を促進する企画を実施し、住民福祉活動の普及啓発と福祉意識の醸成を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・阿寒地域住民福祉活動研修会「福祉映画のつどい」の実施 ○成年後見制度などの相談対応や事業の普及啓発を図る。 ○法人後見事業を推進する。 ○日常生活自立支援事業を道社協から受託実施する。 ○地域での防災訓練や行政の総合防災訓練などへ協力支援し、防災意識の啓発を図る。
<p>5 ボランティア活動推進事業の推進</p> <p>(1) ボランティアセンター阿寒の運営</p> <p>(2) 活動基盤整備事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアに対する理解と関心を深め、組織的なボランティア活動の育成・援助を行うとともに、地域住民とボランティア相互の連携を図る。 ○ボランティア活動に関する広報活動・普及啓発に努め、阿寒地域住民の広範な参加を促進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットなどによるボランティア情報の収集・提供 ・ボランティア連絡協議会と連携したボランティア登録制の推進 ・全社協補償制度(各種ボランティア保険)への加入促進

<p>(3) 福祉教育推進事業</p> <p>(4) 養成研修事業</p> <p>(5) 釧路市高齢者支援ボランティア人材育成事業・釧路市認知症高齢者家族やすらぎ支援事業</p> <p>(6) 需給調整・組織化事業</p>	<p>○ボランティア希望者とボランティア活動先とのコーディネートを行う。</p> <p>○市民の善意による預託物品の効率的な運営を図る。</p> <p>○釧路市、日赤釧路市地区と協議しながら、釧路市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの見直し・検討を進める。</p> <p>○釧路市赤十字奉仕団阿寒分団との連携により災害時の災害ボランティアセンターの体制整備などを協議する。</p> <p>○児童・生徒・学生の福祉活動への理解と関心を高め、ボランティアの心を養うため、学校や地域と協働して福祉教育を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「釧路市福祉教育協力校指定事業」の実施 ・「総合的な学習の時間」など福祉学習の支援や講師派遣 ・「夏のボランティア体験・職業体験事業」の実施 <p>○ボランティア人口の拡大を図るため、研修の実施などを進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア実践者の情報交換と地域住民のボランティア意識向上を目的とした「阿寒町ボランティアのつどい」事業(阿寒町ボランティア連絡協議会共催)の開催 ・各種ボランティア研修会などへの参加促進 <p>○釧路市高齢者支援ボランティア人材育成事業及び釧路市認知症高齢者家族やすらぎ支援事業を釧路市より受託実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ご近所ボランティア講座」の開催や活動支援等 ・「介護予防サポーター養成講座」の開催や活動支援等 ・「やすらぎ支援員基礎研修」の開催や支援員の活動支援等 <p>○地域住民、福祉施設・医療機関からのニーズ把握やボランティア活動の情報集約などを行い、需給調整を図る。また、ボランティア間の交流を促進し、ボランティアネットワークの拡大を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・阿寒町ボランティア連絡協議会やボランティア団体、ボランティア活動実践者の活動支援 ・ボランティア相談・登録・需給調整及び活動調査の実施 <p>○釧路地区ボランティアネットワーク推進事業との連携を図る。</p> <p>○全道的なボランティア研修事業に参加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア愛ランド北海道 2021 in えべつ(仮称) [9.18(土)・江別市]
<p>6 生活福祉資金貸付事業の推進</p> <p>(特例貸付)</p>	<p>○相談受付業務を行う。</p> <p>○長期滞納世帯の実態調査並びに滞納世帯に対する償還支援を民生委員や関係機関と連携し実施する。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、総合支援資金(特例貸付)を利用し、なおも生活困窮が続く世帯に対し、原則3か月までの貸付期間延長の支援を行う。</p> <p>○釧路市生活相談支援センターとの連携による生活困窮者の自立促進に努める。</p>
<p>7 共同募金運動の推進</p>	<p>○役職員の推進体制と各関係団体の協力により、共同募金運動を推進する。</p>
<p>8 ファミリー・サポート・センター事業の推進</p> <p>(1) 子育てサポートセンター・すくすく(愛称)の運営</p> <p>(2) 子育て相互援助活動の促進</p> <p>(3) 会員普及と育成の促進</p>	<p>○子育て家庭を支える会員制の相互支援活動事業を推進し、地域ぐるみの子育て支援の充実を図る。</p> <p>○本所と連携を図りながら事業運営の効率化を図る。</p> <p>○アドバイザー・サブリーダーと連携し、育児援助の調整を行うとともに、アドバイザー・サブリーダー連絡会を毎月開催し情報共有を図る。</p> <p>○地域や関係機関に対して、広報活動を行う。</p> <p>○会員の普及・拡充を目的に事業説明・講習会を開催する。</p> <p>○安心して活動できる知識・技術などを身につけるため、会員のスキルアップ講習会を開催する。</p> <p>○会員の交流や情報交換の場として全体交流会を開催する。</p>
<p>9 子ども交流広場事業の受託・推進</p>	<p>○阿寒町子ども交流広場事業を釧路市から受託実施する。</p> <p>○関係機関と連携し、安全で安心な「遊びと生活の場」の提供に努める。</p> <p>○地域交流、活動支援ボランティアの推進を図る。</p>

	○釧路市立阿寒幼稚園の認定こども園化（令和4年度）に伴う子ども交流広場事業の釧路市への移管に向けて準備を行う。
--	---

2 在宅福祉サービス事業の推進	
<p>1 デイサービス事業の推進</p> <p>(1) 介護保険制度における通所介護事業並びに介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）事業の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○釧路市からの受託事業である阿寒町デイサービスセンター（通常規模型）の管理運営にあたり、介護・看護職員等の適正配置と事業の安全かつ円滑な運営に努める。 ○要介護状態の利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。 ○通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）《通所型サービス・通所型サービスA》の一体型事業を展開する。 ○利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能維持・向上に努めるとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る援助を行う。 ○サービス利用者の満足度、意向などを把握し、サービス提供の改善に努める。 ○職員研修を計画的に行い、ケア技術及び資質向上を図る。
<p>2 居宅介護支援事業の推進</p> <p>(1) 介護保険制度における指定居宅介護支援事業の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者及び家族の意向に基づき、多様な事業者から適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるようにケアマネジメントを実施する。 ○介護保険制度に関する環境変化に対応した質の高いケアマネジメントを実践する。 ○要介護認定訪問調査事業を釧路市から受託実施する。 ○地域包括支援センターから介護予防ケアマネジメントを受託実施するとともに、連携を図り在宅福祉サービスの向上に努める。
<p>3 在宅福祉サービス事業の受託実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○釧路市寝たきり高齢者等移送サービス事業を釧路市から受託実施する。 ○家族介護支援事業（家族介護教室）を釧路市から受託実施する。

Ⅲ. 音別支所(地域福祉推進センター)

1 地域福祉活動推進事業の推進	
<p>1 音別支所(地域福祉推進センター)の運営</p> <p>(1) 自主財源の確保に向けた強化</p> <p>(2) 役員等研修の参加</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○音別支所の地域福祉の向上を図るため、地域福祉推進委員会を開催する。 ○本所・支所のあり方、部会・各委員会の目的や役割等について効率化などの観点から見直しを進める。 ○社協活動への理解を促進する周知活動を行い、社協事業を進めるための自主財源の確保を図る。 ○地域福祉推進委員の道社協等主催の各研修会への参加を促進する。
<p>2 広報活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○音別支所広報紙『おんべつ支所だより』を発行し、わかりやすい福祉サービスなどの情報提供を実施する。(音別地域へ全戸配布) ○季刊型『くしろ市社協だより』(本所発行)を全戸配布する。 ○社協ホームページや『月刊社協だより』などを活用した社協事業の啓発を図る。
<p>3 地域福祉推進事業の推進</p> <p>(1) 小地域ネットワーク事業の推進</p> <p>(2) 高齢者・障がい者福祉事業の推進</p> <p>(3) 住民福祉活動事業の推進</p> <p>(4) 権利擁護事業の推進</p> <p>(5) 防災・防犯活動の推進</p> <p>(6) 次世代育成事業への支援</p> <p>(7) 福祉団体への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉の基盤となる小地域ネットワークづくり事業を推進し、住民支え合いによる相互援助活動の推進を図る。 ○「ふれあい・いきいきサロン事業」(7地区)の継続支援を実施する。 ○デイサービスや移送サービス、居宅介護支援などの既存事業を活用した声かけ・見守り活動を推進する。 ○緊急連絡カード推進事業(愛称:安心バトン)において、町内会と連携し、実施地区への事業モニタリング(現況調査)を行う。 ○ノーマライゼーションの理念の普及を図り、障がい者に対する正しい理解と高齢者・障がい者の社会参加を促進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・「釧路市音別町ふれあい広場」事業の実施 ○サロン活動を通して、介護予防事業の推進に努める。 ○老人クラブ連合会など、関係機関と連携を図りながら事業を推進する。 ○地域住民や地域活動団体の福祉活動の再開等を支援するため、感染防止に配慮した活動のガイドラインを作成し、情報提供に努める。 ○関係機関との連携・情報の共有化を図り事業の共同開催を図る。 ○地域福祉活動の普及のための講演会などを企画・検討する。 ○成年後見制度などの相談に対応するとともに、普及啓発を図る。 ○法人後見事業を推進する。 ○日常生活自立支援事業を道社協から受託実施する。 ○地域での防災訓練や行政の総合防災訓練などへの協力を行う。 ○避難行動要支援者避難支援事業と連動して情報の共有化を図り、防災・防犯に対する意識の高揚を図る。 ○関係機関が実施する育成事業への支援を行う。 ○福祉団体事務事業への支援を行う。 ○福祉団体のニーズを捉え、適切な事業助成を行う。
<p>4 ボランティア活動推進事業の推進</p> <p>(1) ボランティアセンター音別の運営</p> <p>(2) 活動基盤整備事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市民のボランティアに対する理解と関心を深め、組織的なボランティア活動の育成・援助を行うとともに、ボランティア相互の連携を図る。 ○ボランティア活動に関する広報活動・普及啓発に努め、音別地域住民の広範な参加を促進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ更新(釧路市ボランティアセンター) ・インターネットなどによるボランティア情報の収集・提供 ・ボランティア登録制の推進 ・全社協補償制度(各種ボランティア保険)への加入促進 ○ボランティア希望者とボランティア活動先とのコーディネートを行う。 ○市民の善意による預託物品の適正管理と効率的な運用を図る。

<p>(3) 福祉教育推進事業</p> <p>(4) 養成研修事業</p> <p>(5) 釧路市高齢者支援ボランティア人材育成事業・釧路市認知症高齢者家族やすらぎ支援事業</p> <p>(6) 需給調整・組織化事業</p>	<p>○釧路市、日赤釧路市地区と協議しながら、釧路市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの見直し・検討を進める。</p> <p>○災害対応訓練を実施するとともに赤十字活動への支援・協力体制を強化などに努める。</p> <p>○児童・生徒・学生の福祉活動への理解と関心を高め、ボランティアの心を養うため、学校や地域と協働して福祉教育を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「釧路市福祉教育協力校事業」の実施 ・「総合的な学習の時間」など福祉学習への支援・協力や講師派遣 ・「夏のボランティア体験・職業体験事業」の実施 <p>○市民のボランティア活動への支援を行うとともに、必要とされる研修を企画実施し、新たなボランティアを育成する。</p> <p>○ボランティア連絡協議会と連携し、各種研修事業を行い、ボランティア活動の拡充を図る。</p> <p>○釧路市高齢者支援ボランティア人材育成事業及び釧路市認知症高齢者家族やすらぎ支援事業を釧路市より受託実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ご近所ボランティア講座」の開催及び講座修了者への活動支援 ・「介護予防サポーター養成講座」修了者への活動支援、定例会の実施 <p>○釧路市と連携した認知症サポーター養成講座を開催し、ボランティアの育成支援を行う。</p> <p>○地域住民、福祉施設、医療機関のボランティアニーズの把握や活動情報を集約し、ボランティア活動のコーディネートを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音別町放課後子ども広場「元気な日」事業のボランティアの募集・活動調整 <p>○ボランティア実践者(個人・団体)の活動を支援するとともに、交流を促進し、ボランティアネットワークの拡大を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音別町ボランティア連絡協議会の活動支援・協力 ・各種ボランティア相談の受付・登録 <p>○釧路地区ボランティアネットワーク推進事業との連携を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・釧路地区ボランティア活動推進会議への参加 ・釧路地区ボラネット事業(研修会)への参加 <p>○全道的なボランティア研修事業に参加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア愛ランド北海道 2021 in えべつ(仮称) [9.18(土)・江別市]
<p>5 生活福祉資金貸付事業の推進</p>	<p>○相談受付業務を行う。</p>
<p>6 共同募金運動の推進</p>	<p>○役職員の推進体制と各関係団体の協力により、共同募金運動を推進する。</p>
<p>7 ファミリー・サポート・センター事業の推進</p> <p>(1) 子育てサポートセンター・すくすく(愛称)の運営</p> <p>(2) 子育て相互援助活動の促進</p> <p>(3) 会員普及と育成の促進</p>	<p>○子育て家庭を支える会員制の相互支援活動事業を推進し、地域ぐるみの子育て支援の充実を図る。</p> <p>○本所と連携を図りながら事業運営の効率化を図る。</p> <p>○アドバイザー・サブリーダーと連携し、育児援助の調整を行うとともに、アドバイザー・サブリーダー連絡会を毎月開催し情報共有を図る。</p> <p>○広報「おんべつ支所だより」等を活用し、地域住民や関係機関に事業周知を行う。</p> <p>○会員の普及・拡充を目的に事業説明・講習会を開催する。</p> <p>○安心して活動できる知識・技術などを身につけるため、会員のスキルアップ講習会を開催する。</p> <p>○会員の交流や情報交換の場として全体交流会を開催する。</p>

<p>2 在宅福祉サービス事業の推進</p>	
<p>1 デイサービス事業の推進</p> <p>(1) 介護保険制度における通所介護事業並びに介護予防・日常生活支援総</p>	<p>○釧路市からの受託事業である音別町指定通所介護事業所(地域密着型)の管理運営にあたり、介護、看護職員の適正配置と事業の安</p>

<p>合事業(通所型サービス)事業の実施</p>	<p>全かつ円滑な運営に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○要介護状態の利用者が可能な限り居宅において能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。 ○通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)《通所型サービス・通所型サービスA》の一体型事業を展開する。 ○利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能維持・向上に努めるとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る援助を行う。 ○サービス利用者の満足度を把握し、利用者の意向に沿ったサービス提供に努める。 ○職員研修を計画的に行い、ケア技術及び資質向上を図る。
<p>2 居宅介護支援事業の推進 (1)介護保険制度における指定居宅介護支援事業の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者及び家族の意向に基づき、多様な事業者から適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるようにケアマネジメントを実施する。 ○介護保険制度に関する環境変化に対応した質の高いケアマネジメントを実践する。 ○要介護認定訪問調査事業を釧路市から受託実施する。 ○地域包括支援センターから介護予防ケアマネジメントを受託実施するとともに、連携を図り在宅福祉サービスの向上に努める。 ○災害時の速やかな利用者の安否確認と行政との情報共有を図る。
<p>3 在宅福祉サービス事業の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○釧路市寝たきり高齢者等移送サービス事業を釧路市より受託実施する。 ○家族介護支援事業(家族介護教室)を釧路市より受託実施する。 ○『おんべつ支所だより』により、福祉サービスに関する情報提供を行う。

<p>3 釧路市音別町社会福祉会館管理事業の推進</p>	
<p>1 管理運営業務の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○指定管理者として、音別町社会福祉会館を管理運営する。【令和2年度～令和6年度】 ○施設・設備の維持管理を適切に行う。 ○市民サービスや利便性の向上に努める。 ○指定管理期間終了後の音別支所事務所のあり方を検討する。